

ユドヨノの保守的宗教政策と ジョコウィ政権における変化

見市建

●二つのイメージ

ユドヨノ大統領は任期中を通して、内外にインドネシアにおける「穏健なイスラーム」のイメージを強調してきた。実際には後退し、内外的にイスラーム系政党が常位を占めた。ユドヨノ政権はまたテロ事件を概ね押さえ込むことにも成功した。二〇〇五年にバリ島、二〇〇九年にジャカルタにおいて爆弾テロ事件が起こったが、それまで毎年同様の事件が起こっていたことを考えると低度には抑えたといえるだろう。政権末期のいわゆる「イスラーム国」(IS)をめぐる動きを含め、武装闘争派の活動に対する取締りが先行した。

しかしユドヨノの一〇年の間には、宗教的保守化の傾向を示すような事件も頻発し、それを跡付ける法律の制定や政府決定がなされ

た。ここでいう保守化とは、イスラームの道徳観を強調してそれに逸脱する行為や事柄への取締りを政府などに求め、他宗教への不寛容な態度が強まることである。このうち、ときに暴力の使用を伴う強硬な態度をとる勢力を急進派と呼ぶ。最も象徴的な宗教政策は、二〇〇八年に成立した反ポルノ法とアフマディア活動制限決定である。

反ポルノ法をめぐっては、民主化後の道徳の荒廃を憂う推進派と、表現の自由への侵害を危惧する反対派双方が世論を喚起した。また頻発するアフマディア(後述)、一部のキリスト教徒やシーア派など宗教的少数派に対する襲撃事件に有効な解決策が講じられることはなく、攻撃された宗教的少数派はしばしば難民化した。二〇一一年二月には一〇〇〇人以上の群衆

によってアフマディアが攻撃され、メンバー三人が殺害される事件が起きるなど、排斥運動は継続している。

では、ユドヨノ政権下において、なぜ保守的な宗教政策が採用されたのか。またこうした傾向はジョコウィ政権においてどのように変化しうのだろうか。

本論では、第一にアフマディア活動制限の決定に至る政治過程から、なぜこのような決定が出されたのかを明らかにする。第二にジョコウィ政権において、どのような宗教政策がとられようとしているのかを検討したい。注目するのは宗教政策に関わる政権エリート構成である。ここにユドヨノ政権期の保守的宗教政策の近因があり、ジョコウィ政権における変化の兆しをみることができるのである。

●アフマディアに対する攻撃と政府の対応

ジャカルタのスタラ財団の調査によれば、宗教的少数派への暴力事件は二〇〇八年と二〇一二年の二六〇件をピークに、二〇〇八年以降毎年二〇〇件を上回った。

なかでもアフマディアに対する攻撃が最も多く、二〇一一年には年間一〇〇件を超えた。過去にもモスクの破壊などの事件があったが、暴力性においても頻度においても、現在の状況とは比較にならない。

政府は被害者となっている少数派の保護に消極的であったばかりか、加害者にもなっており、また法律や宗教管理の諸制度が攻撃を助長する結果をもたらしている。

アフマディアは一九世紀末に北インド(現在のパキスタン)で誕生した教団であり、創始者ミルザ・グラーム・アフマドが自らを救世主と唱えた。元来エリート層のメンバーが多く、国際的にも拡大、インドネシアで活動を始めたのは一九二〇年代に遡る。

インドネシアにおけるアフマディアは一〇〇年近くの歴史を有し、近年国際的に目立った動きがあったわけではない。明らかに中東における緊張関係の影響を受けてい

るシア派への攻撃とは異なり、アフマディヤへの攻撃の活発化はインドネシア国内における逸脱的な信仰や「異端」に対する警戒の高まりを背景としている。

アフマディヤの規制を求める動きは二〇〇五年に始まり、断続的な襲撃事件を経て、二〇〇八年の政府の活動制限決定に至った。その構想は政権内の保守派の主導によって水面下で始まり、賛成派・反対派双方が世論を喚起、宗教的自由を制限する決定がなされた。また連動して各地で独自の条例が採択された。活動制限決定が出されたあとも、二〇一一年の殺人事件をはじめ弾圧は収まらず、難民化した一部のアフマディヤ信者の問題は放置されたままである。

アフマディヤの活動の取締まりに向けた政府内の最初の動きは、検察庁内の「宗教セクト監視調整委員会」の会合であった。同委員会はスハルト体制下で治安の脅威になりうるとみなされたセクトを取り締まるために作られた。民主化後は有名無実の存在になりかけていたが、異なるセクターの利益が一致してその機能を果たすことになった。治安の悪化を懸念する警察等と「異端」を取り締まりた

いインドネシア・ウラマー評議会(MUI)が主たる構成員であった。同委員会は二〇〇五年五月に大統領に対してアフマディヤの禁止を求める勧告を公表した。

同時期に社会におけるアフマディヤへの圧力も高まった。七月にはアフマディヤの年次集会が襲撃され、八名が負傷した。こうした状況下で、MUI大会はアフマディヤの禁止と信者のイスラームへの「回帰」を求めた。MUIのファトワ(法的見解)はアフマディヤへの攻撃を勢いづかせることになり、各地でアフマディヤのモスクや信者の住宅の破壊や放火事件が相次いだ。

MUIのファトワ委員長で大統領諮問会議の一員であるマアルフ・アミン(現ナフダトゥル・ウラマー「NU」宗教評議会議長)

はアフマディヤへの批判を強め、国会の第八委員会もアフマディヤの解散を命じる大統領令を求めた。

他方、マアルフ・アミンと同じく大統領諮問会議委員の人権活動家アドナン・バユン・ナスティオンはアフマディヤに対する政府決定が準備されていることを知って、ワヒド元大統領をはじめとする宗教指導者やリベラルな知識人らと

ともに、「われわれのインドネシアを守る」と呼びかける新聞広告を掲載した。ナスティオンはユドヨノ大統領に直談判して、アフマディヤの禁止は憲法の規定する信仰の自由に違反すると主張した。大統領はナスティオンに担当三閣僚との面会を指示したものの、自ら決定の阻止には動かなかった。

アフマディヤの活動制限を規定する三省決定は二〇〇八年六月に出された。その内容は新規の布教を禁ずるもので、組織の解散にまでは踏み込まなかった。同決定は人権活動家やアフマディヤの擁護派にとってはインドネシアの人権や少数派の保護において大きな後退を意味し、他方でアフマディヤの禁止を求める急進派には不満が残る内容であった。

同決定を踏まえて二二の自治体で、独自にアフマディヤの活動を制限する決定や命令が出された。

その後も襲撃事件は各地で散発し、政府の決定はそうした行為を止めるのではなく、むしろ正当化する理由を与えることになった。

ユドヨノ政権において決定された重要な宗教政策においては、イスラーム系政党よりも、政権周辺の保守派の要求が影響力を持って

きた。ユドヨノ自身は穏健なイスラームを国内外にアピールしたが、自ら大統領諮問会議に置いた保守的なメンバーが外部の急進派とともに影響力を行使する状況を黙認した。他方、宗教的寛容や多元主義を主張するグループも、国会や政府の方向性のある程度軌道修正させてきた。例えば、反ポルノ法で問題になった「ポルノ行為」の規定の大部分は彼らの主張によって削除された。

反ポルノ法制定とアフマディヤ活動制限決定は、共に二〇〇九年総選挙を控えた時期に行われた。地方自治体のアフマディヤ規制条例も首長選や議会選との関連が指摘されている。その背景には、社会における道徳の荒廃や宗教的逸脱への懸念の高まりがある。政治家は「反イスラーム」の烙印を押しされるリスクを回避し、あるいは積極的に保守的な決定を行うことで人気を得ようとするのである。

● ジョコウィとイスラーム

二〇〇五年に導入された直接選挙によって台頭した地方首長は、宗教に限らず多様な政策課題の実現を有権者にアピールするようになった。その成功例が中ジャワ州

ソロ市長からジャカルタ州知事、そして大統領へと上り詰めたジョコウィである。

ジョコウィは最も世俗的だとされる闘争民主党の候補であり、地方首長時代の副市長・副知事はいずれもキリスト教徒であった。大統領選では大半のイスラーム系政党が対立候補のプラボウォ支持に回った。こうしたことから、ジョコウィは宗教的なネガティブ・キャンペーンに見舞われる一方で、非ムスリムや人権活動家からは大きな期待を寄せられてきた。

ただジョコウィ自身は積極的に宗教間の融和を訴えたり世俗主義を強調してきたわけではない。イスラーム的シンボルを利用して、あくまで「敬虔なムスリム」であろうとしてきた。この点ではユドヨノとさほど変わるわけではない。二〇一五年の年間計画では、宗教の社会的や役割を重視し、また宗教間の対話の促進と宗教紛争に対する早期の警告システムの形成を促している。宗教間の差異への尊重と寛容性を高めることによって、宗教間の調和を実現することが謳われている。

他方で、「麻薬、性的な乱れ、異端的セクト、民族の高尚な理想

に不適切なイデオロギー、離婚率の高さ」を宗教教義の理解と適用が十分ではない証左であるとしている。異端的セクトはやはり(宗教的)道徳の乱れのひとつと捉えられており、ここにアフマディヤ問題解決の難しさがある。

● 穏健派知識人の台頭

ジョコウィ政権の宗教政策には、保守化を容認してきた前政権からの変化の兆しもみえる。その人事は政治的パトロンたちの思惑に大きく左右されているというのが一般評だが、穏健派ムスリム知識人の積極的登用には大統領の意思が窺える。

代表的なのはアニス・バスウェダン(パラマディナ大学前学長)とシャフイイ・マアリア(ムハマディヤ元会長)である。前者は文化・初中等教育大臣に、後者は汚職撲滅委員会(KPK)と警察との紛争解決のための独立委員会委員長に任命された。保守的な政策の原因にもなった大統領諮問会議にはNU元会長のハシム・ムザデイ、ムハマディヤからは元教育大臣のアブドゥル・マリク・ファジヤルという穏当な人物が入った。注目すべきはルクマン・ハキ

ム・サイフディン宗教大臣である。彼はイスラーム系の開発統一党の政治家で、ユドヨノ政権末期に前任が汚職容疑で逮捕されたため代役に就任、新政権で唯一留任した閣僚である。

● 宗教共同体保護法案の模索

ルクマンは新政権が発足すると自分の考えを積極的に示すようになった。特徴的なのは、政府がこれまで公認していない宗教の認知や、シーア派やアフマディヤなど攻撃に晒されている宗教的少数派の保護、宗教ないし宗派間の共存を強調し、「宗教共同体保護法」の制定を提案していることである。

同法は過去二つの政権において「宗教共同体調和法」として国会に提出されたが、宗教的少数派との「調和」の意味などを巡って保守派の反発を呼び、廃案となっていた。今回は宗教共同体の「保護」という、より受け入れやすい表現を使って成立を目指している。二〇一五年七月、断食月明けの祝祭期間にパプア州のトリカラで起こった少数派のムスリムに対するキリスト教徒の襲撃事件を受けて、イスラーム団体からも同法の必要性の主張が聞かれるようになった。

トリカラ事件に際しては、ルクマンは早々にムスリムに冷静な行動を呼びかけ、ジョコウィも続いた。大統領は二週間後のNU大会の開会演説でも、本件を教訓とし、多宗教間の対話と寛容性を高めることを求めた。ユドヨノ政権に比較して、宗教間の問題に積極的に取り組む姿勢をみせている。

宗教省は人権活動家などの意見を聞きつつ、目下慎重に宗教共同体保護法案策定を進めている。文言は変わっても、異端とされる宗教的少数派についての合意は容易ではないだろう。しかし前政権に比較すると、穏健なムスリム知識人で構成されている政権エリートから邪魔が入ることは考えにくい。同法の行方がジョコウィ政権の宗教政策を占う試金石となるだろう。(みいち けん/岩手県立大学総合政策学部准教授)

《参考文献》

- ① International Crisis Group (ICG). "Indonesia: Implications of the Ahmadiyah Decree." Asia Briefing No. 78, 7 July 2008.
- ② 見市建『新興大国インドネシアの宗教市場と政治』N T T出版、二〇一四年。